**石川県柔道連盟　練習停止・練習再開の基準等【改定2023.1.25】**

**【指導者の責務】**

|  |
| --- |
| 所属チームの練習が休止になることや大会に出場できなくなることを恐れ、体調不良について言い出せない参加者がいるかもしれません。実際に、体調が良くない参加者がいることを知りながら練習を継続させる指導者や、体調不良を隠して練習する選手がいることが報告されています。指導者は参加者の健康を管理し、精神面にも配慮の上、安全に柔道を続けていけるよう倫理的にも十分配慮してご指導ください 。 |

それぞれのケースにおける、練習の停止・再開の基準を以下に示します。

**【(１)メンバーが感染者（陽性者）となった場合】**

**①練習の休止：直ちに練習を休止**し、濃厚接触者の認定を待つ。

チームの練習を、**感染者と最後に接触した日を０日として７日間休止**する。

**②練習の再開：**

**□チーム：**チーム全体の練習を休止した場合、再開は、**感染者と最後に接触した日を0日とし８日後以降**となる。**保健所が濃厚接触者と認定しなかった者については、所属（学校、事業所など）の判断に従い再開**できる。道場など、学校、事業所以外のチームは、近隣の学校の対応状況などを参考に判断する。練習を継続する時は、感染者と最後に接触した日を０日として７日間は練習時にマスクを着用することを推奨する。

なお、判断のポイントとして、感染者の発症（検査陽性）の２日前以降に、

　　 　　　　・感染者とマスクなしで組み合った練習、会話をした者

　　　　　　 ・感染者と一緒に食事をした者、寮などで、同室で過ごした者

　　　 は感染している可能性が高い。

**□感染者：**有症状の場合は発症日または検査で陽性が確定してから7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過したのち練習を再開できる。

**□濃厚接触者：**濃厚接触者確定日から７日間経過をみた後、症状がなければ練習再開を許可する。

**□他のメンバー：**チームの活動再開後、健康記録表をチェックして、体調に問題のない参加者に練習再開を許可する。

**【（２）メンバーが濃厚接触者となった場合（家庭や職場での感染による濃厚接触も含む）】**

　※濃厚接触者は保健所が判定するが、感染急増時に保健所が判定を行わない場合や保健所による濃厚接触の判定が大会前などに間に合わない場合がある。その場合、「全柔連の定める濃厚接触者の定義」に照らし合わせ、判断をする。

|  |
| --- |
| 全柔連の定める濃厚接触者の定義 |
| ・感染者とゾーニングなしに同じ道場内で同じ時間帯に練習していた者  （ゾーニングについては全柔連指針P33を参照）  ※ただし、感染者と組み合っていない場合、お互いマスクを装着した状態での練習であった場合、更衣室や道場外でマスクを外した状態での会話や食事を共にしていない場合はこれに該当しない）  ・同居する家族に感染者が出た者  ・感染者と寮内で同部屋・食事などを共にしていた者  ※寮の感染管理参照し、規定が守られていれば該当しない。  ・感染者と食事時などに、マスクなしに15分以上会話した者 |

**①練習の休止：**チームの練習を、**所属の判断に従って継続、または休止を決定**する。練習を継続する場合はマスクの着用を推奨する。但し、濃厚接触者（メンバー）の感染が否定された（PCR検査陰性の）場合は、その時点で再開することができる。

**②練習の再開：**

**□チーム：**チームの練習再開は、濃厚接触者（メンバー）の感染が否定された（PCR検査陰性の）場合は、その時点で再開することができる。

**□濃厚接触者：**感染者と最後に接触した日から７日間の間に無症状であれば、練習を再開することができる。たとえPCR検査を受けて陰性とされた場合でも完全には感染を否定できないので、最低７日間は休んだ上で症状がないことを確認してから再開する。

**□濃厚接触者以外：**濃厚接触者の感染が否定された後、健康記録表をチェックして、問題のない参加者に練習再開を許可する。

濃厚接触者の感染が判明した場合は、【（１）メンバーが新型コロナ感染症に感染した場合】に従う。

**【（３）メンバーは濃厚接触者ではないが、生活や活動を共にする者が濃厚接触者となった場合】**

　　※生活を共にする者：自宅や寮などで生活を共にする者

※活動を共にする者：学校や職場で席が近い者や同じ部署にいる者

**①練習の休止：**生活や活動を共にしていた構成員は濃厚接触者（および陽性者）となる可能性があるため、**練習を休止するか、常時マスクを装着して練習を継続**する。それ以外の構成員は健康記録に問題がなければマスクなしでの練習を継続することは可能とするが、構成員と生活を共にしていた濃厚接触者の感染が否定するまでは極力マスクを着用して練習する。

**②練習の再開：**

**□チーム：**メンバーと生活を共にする濃厚接触者（家族等）の感染が否定されれば、全ての構成員はマスクの着用なく練習を継続することができる。

**□メンバー：**チーム練習再開後、健康記録表をチェックして、問題のない参加者に練習再開を許可する。

**家族等の感染が判明した場合には、生活を共にしていたメンバーは濃厚接触者となる可能性**がある。その場合、【（２）メンバーが濃厚接触者となった場合】に従って対応する。

**＜感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応表＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | チームにおける  練習休止期間 | 感染者または濃厚接触者  の練習再開時期 | 練習再開時の段階 |
| １ | 感染者が発生した場合 | 感染者（複数の場合は最後の感染者）と最後に接触した日を０日として７日間休止  保健所からの濃厚接触者認定がない構成員のみ、**所属の判断**に従い再開可能(感染者と最後に接触した日を０日として７日間はマスク着用を考慮する)注１） | **■有症状の場合**：  ①発症日注２）から７日間経過し、かつ、症状軽快注３）から24時間経過している場合、８日目から療養解除を可能  ②ただし、７日目以降に症状が軽快した場合には24時間経過後に解除  **■無症状の場合**：  ①検体採取日から７日間経過したのち  （なお、無症状者に症状が出現した場合は、発症日から有症状の基準に従う）  ②抗原検査キットで５日目に陰性を確認すれば６日目から療養解除  重要：療養解除後の注意：療養解除になっても症状がある場合は10日間、症状がない場合は７日間が経過するまで感染リスクがあるので、検温、マスク着用などの感染予防行動を実施すること | 症状や休止期間に応じて段階を選択、休止前の段階再開も可 |
| ２ | 濃厚接触者が発生した場合（生活や活動を共にする者に感染者が出た場合も含む） | **所属の判断**に従う（保健所から指示があれば、その指示を優先） |  | 症状や休止期間に応じて段階を選択、休止前の段階再開も可 |
| A. 濃厚接触者 が感染者となった場合 | 上記１と同様 | 上記１と同様 | 上記１と同様 |
| B. 濃厚接触者の感染が否定された場合 | 濃厚接触者を除く構成員は練習再開可注４） | 感染者と最後に接触した日の翌日から７日間休止（保健所から指示があれば、その指示を優先） | 休止前の段階から再開可能 |

注１）この７日間に新たに感染者が発生した場合は、クラスター発生の恐れがあるため、チームの練習は直ちに中止し、新たな感染者が最後に練習に参加した日を０日として７日間、練習を休止する。

注２）症状が出始めた日を0日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性が確定した検体の採取日を0日とする。

注３）解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。

注４）2Bにおいて所属の判断で練習を休止とする場合は、潜伏期間を考慮して3-5日程度の練習休止（感染者と最後に接触した日を０日として4-6日目から練習を再開）が望ましい。

**出稽古実施の基準**

**【出稽古の注意点】**

以下Ａ：出稽古に行く側、Ｂ：出稽古を受け入れる側に分け、それぞれの立場における出稽古を実施するための基準を示す。

**A：出稽古に行く側の基準**

①出稽古を行う選手の所属チームに新型コロナ感染症の感染者・濃厚接触者がいないこと

※感染(陽性)者が所属チームに出た場合、感染者がチームで最後に練習をした日を０日として、７日目までは出稽古を行わないこと。

※所属チームに濃厚接触者が出た場合、濃厚接触者の感染が否定されていれば、濃厚接触者を除く構成員は出稽古に行くことが可能である。但し、行く側、受け入れる側双方の他の基準を全て満たしている場合に限る。

②過去７日間の健康記録に異常がないこと

③出稽古に行く側の所属チーム内で感染予防策を徹底していること

※感染予防策の例：多人数での会食は行わない、共同生活をしている場合は共有部分での３密を避ける、手洗い・手指消毒・うがいなどの衛生対策を徹底している

④出稽古当日に体調不良を自覚している場合は出稽古を行わないこと

⑤出稽古先の感染予防策を遵守すること

⑥出稽古先での練習内容や組み合った相手を各自で記録し保管すること

**B：出稽古を受け入れる側の基準**

①出稽古を受け入れる側のチームに新型コロナ感染症の感染者・濃厚接触者がいないこと

※感染(陽性)者が所属チームに出た場合、感染者がチームで最後に練習をした日を０日として、７日目までは出稽古を受け入れないこと

※所属チームに濃厚接触者が出た場合、濃厚接触者の感染が否定されていれば、濃厚接触者を除く構成員で行われる練習に出稽古を受け入れることが可能である。但し、行く側、受け入れる側双方の他の基準を全て満たしている場合に限る。

②出稽古受け入れ当日にチーム内に体調不良者がいる場合は出稽古を受け入れないこと

③感染流行地域においては複数のチームから同時に出稽古を受け入れることは避けること

④出稽古を受け入れた日の練習内容や組み合った相手を各自で記録し保管すること

※可能であれば出稽古に来た選手と組み合う選手はグループ単位での練習を行い、組み合わない選手と時間や場所をずらす（分散練習）などの対応をすることが望ましい

※留意点：**出稽古によって複数のチームに同時に新型コロナ感染者が発生したと考えられる事例がある**ため、所属チームの責任者は所属選手の出稽古には細心の注意を払うことが重要。

**大会参加の基準**

大会参加の基準を以下に示します。

**選手の試合参加の基準は以下のようになる。**

1)健康記録表や誓約書を提出しない　→　不可

2)大会や計量当日に発熱(37度以上)や諸症状がある　→　不可

3)大会や計量７日～４日前で２日以上の発熱(37度以上)や諸症状があった　→　不可

4)大会や計量3日前から1日でも発熱（37度以上）や諸症状がある（あった）　→　不可

5)大会や計量７日～４日前で１日のみ発熱(37度以上)や諸症状があった　→　可

※出場するチームにおいて、有症状である2)～4)のいずれかに該当し、試合出場不可となった場合、チーム全体として試合を辞退することが望ましい。

※団体戦の試合出場は原則不可と判断する。

※個人戦でも試合２日前以降に有症状者と練習をしていた選手の出場は不可とする。

**大会７日前以降に選手自身が感染（陽性）、または保健所から濃厚接触者に認定された場合はいかなる状況においても大会参加は認められない。**

ただし、チーム内に新型コロナ感染症の感染者・濃厚接触者が出たものの、選手自身が感染者でなく、保健所から濃厚接触者に認定されていない場合、保健所からの濃厚接触者認定が遅滞している場合や保健所が認定を行わない場合には**下記の条件を全てクリアした場合に限り練習を再開でき、かつ大会への出場を認める。この場合、「出場許可証明書（所属の感染無）」を提出**すること。

１）【(１)メンバーが感染者（陽性者）となった場合】、または【（２）メンバーが濃厚接触者となった場合（家庭や職場での感染による濃厚接触も含む）】に従って所属（学校、事業所など）が練習を継続できると判断し、大会に出場しても感染を広げないと判断した。

　　　　判断のポイントとして、感染者の発症（検査陽性）の２日前以降に

　　　　・感染者とマスクなしで組み合った練習、会話をした者

　　　　・感染者と一緒に食事をした者、寮などで、同室で過ごした者

　 は感染している可能性が高い。

２）大会前のPCR検査等の実施については、大会主催者が判断する。PCR検査等を実施する場合は、陰性であった場合に限り大会への出場が認められる。検査の方法や時期は、大会主催者が決定する。

以　上